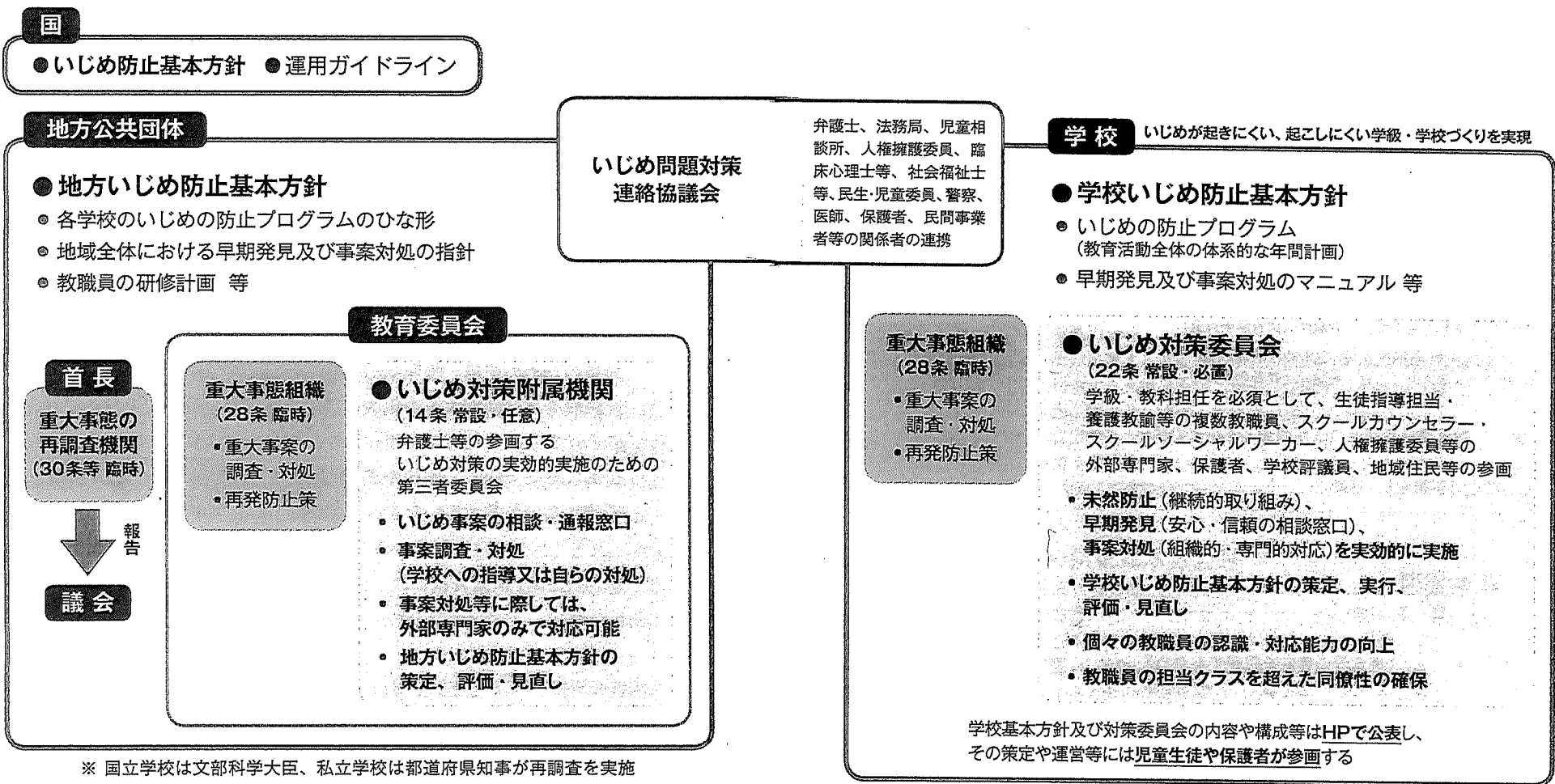


いじめ防止対策推進法(概要)

【目的】
いじめから、児童生徒の
生命・尊厳を保持

【趣旨】
学校・地域の構造的問題の解決のため、
「いじめの未然防止、早期発見、事案対処」
の全てに、実効性ある仕組みを実現

【基本理念】
いじめの本質への理解、関係者の連携、
生命・心身の保護、被害者に寄り添った対策、
児童生徒の主体的・積極的な参画等



事案対処ルール

- ・被害者に寄り添った対策(二次被害の防止等)
- ・アンケート調査や聞き取り調査の実施
- ・外部専門家の参画による中立・公正等の確保
- ・被害者に対する情報提供(法的説明責任)

重要な施策等

- ・情操・道徳教育及び体験活動等の充実
- ・啓発活動の推進
- ・人材確保及び資質向上(教員養成課程含む)
- ・ネットいじめ対策の推進 (ネットパトロール、法務局による書き込み削除支援等)
- ・対策全体のPDCAサイクルの実行 (先進事例の地域共有等)
- ・調査研究の推進
- ・隠ぺい等防止及び対策推進確保のための新たな学校・教員評価
- ・高等専門学校・専修学校における措置

出典：小西洋之著『いじめ防止対策推進法の解説と具体策 法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか』
2014年 WAVE 出版より小西洋之事務所作成
平成 26年 6月 10日 参議院文教科学委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

【資料】

■ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(平成二十五年六月十九日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

■ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(平成二十五年六月二十日 参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

- ✓二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- ✓四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。
右決議する。

解説 法律施行前のいじめ事案に対する本法の適用関係について

- (1) 本法施行前に発生したいじめ事案に本法が適用されるかについては、本法には、いじめが施行前に発生したものか、施行後に発生したものかについてその適用関係を区分する規定は設けていないところであり、いつ発生したいじめであるか問わず、本法施行後において、事案の真相解明が十分になされおらず被害児童等の尊厳の保持・回復がなされていない、あるいは、それに基づいた再発防止策が十分に講じられていないなど、当該いじめ事案の調査又は対処を必要とする限り、本法の定めるところにより必要な調査又は対処が実施されることになると考えられます。

すなわち、過去のいじめについて過去に遡って本法が適用されるのではなく、過去に発生したいじめに関する施行日以後の（現時点での）対応について本法が適用されるということです。

なお、当該いじめ事案の調査又は対処を要するかの判断は、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意する（参附帯三）並びに重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する（衆附帯五）との附帯決議の趣旨を踏まえ、行われ

165

る必要があります。

以上のように解することは、本法の目的である児童等の尊厳の保持・回復並びに再発防止の観点等に照らしても、妥当なものであると考えます

- (2) なお、第7回いじめ防止基本方針策定協議会（10/11開催の最終回）において、いじめ自殺事件のご遺族でもあるNPO法人ジェントルハートプロジェクトの役員の方と滋賀県大津市のいじめ自殺事件のご遺族の連名によって「過去の事件についても法律を適用すること」として、「施行前に既に発生してしまった重大事態については新法の対象ではないとして施行後に起きた重大事態の発生を待つのではなく、既

に発生してしまった重大事態等についても法律を適用して事態を解明することより、再発防止を含めた適切な未然防止、早期発見、事案対処のための対策を行うべきであることは言うまでもありません。従いまして、施行前に発生してしまった重大事態案件等につきましても、基本方針において新法が適用されることを明らかにしていただくことを強く望みます。」との意見書が提出されました。

そして、これに対して、協議会としてこの趣旨に賛同しそれを尊重するとともに、協議会の要望事項として、「事件は施行前にあったとしても、これから調査委員会等が組織される場合には、本基本方針をしっかりと参酌しその組織形成に当たる」ものとするとしておられるところです。（文部科学省HP議事要旨より）

この協議会における決定は、本法施行前に発生した事案に対しても学校等が調査を行い得ることを前提として更にその適切な在り方について定めたものであり、(1)で述べた、そもそも本法施行前に発生した事案に対しても本法が適用されるという整理と結論的に整合するものであることは言うまでもありません。

- (3) このように、あるいじめ事案について本法の適用がどのようになるかについて、その適用関係に係る明文の規定がない場合は解釈で判断することとなります。

ただし、どのような場合であれ、学校の設置者及び学校にあっては、当該学校で発生したいじめ事案について、自らの判断で調査を行い、被害児童等及びその保護者等に対する説明等の適切な対処を行う

166

ことを積極的に妨げる規定は何ら存在せず、上記(1)の二つの附帯決議の趣旨並びに本法の目的である児童等の尊厳の保持・回復並びに再発防止の観点等に照らし、そうした対応を積極的に講ずることは、むしろ、必要かつ適切であることに留意する必要があります。

是正の指示

問20 是正の「指示」の規定を改正する趣旨は何か。

(答)

1. 現行法50条は、平成19年改正において、いじめによる自殺等の事案において、教育委員会の対応が不適切な場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるよう、設けられた規定である。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のために現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

2. しかしながら、大津市におけるいじめによる自殺事案の際に、「児童、生徒等の生命又は身体の保護のため」という要件については、当該児童、生徒等が自殺してしまった後の再発防止のためには発動できないのではないかと疑義が生じた。

3. 現行法においても再発防止のために「指示」ができるという解釈も可能であるが、「指示」は、地方自治制度の中でも非常に強い国の関与であり、国会審議においても抑制的に発動すべきことが何度も確認され、附帯決議においてもその旨示されていることから、解釈があいまいなまま発動することは困難であるため、事件発生後においても同種の事件の再発防止のために指示ができることを明確にするための法改正を行うものである。

「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」

1954年6月2日参議院本会議

じょうしょう

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが
国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行
行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。」

第163回閉参イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する
特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三国務大臣答弁

○国務大臣（安倍晋三君） ……基本的にそのときの恐らく
院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が
言わば武力行使をするということを念頭に置いているのでは
ないかと、このように思います。

出典：1954年6月2日参議院本会議における自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議・第163回参イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三大臣答弁より小西洋之事務所作成
平成26年6月10日参議院文教科学委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなれません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮窟であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の影像が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

ことなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままでも務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法
の精神からみて、好ましくないのではないかの考え方に立って、昭和四十年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

二について

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するため必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、

これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものである。国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合は異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだす難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体の事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができな
い場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考ええる。

御指摘の答弁書のお尋ねに係る部分の趣旨及び集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更についての考え方は、平成十四年五月九日の衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における赤松正雄委員の質疑及び本年二月二十七日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答